

運 営 規 程

医療法人財団 湖聖会
グループホームわたしの家

認知症対応型共同生活介護グループホーム「わたしの家」運営規程

【事業の目的】

第1条 医療法人財団湖聖会が開設する認知症対応型共同生活介護、グループホーム「わたしの家」（以下施設）が適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が要支援者及び要介護者にある者に対し、適切な生活介護を提供する事を目的とする。

【運営方針】

第2条 認知症対応型共同生活介護の事業は、要支援者及び要介護者であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とする。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 グループホーム わたしの家
- 2 所在地 静岡県富士市大淵352-2

【施設の職種・員数】

第4条 従業員の職種・員数は次のとおりとする。

- 1 管理者
- 2 介護従事者 夜間及び深夜の時間帯以外6名以上
夜間及び深夜の時間帯 2名以上
- 3 計画作成担当者 1名

【職務内容】

第5条 各職種の職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 従業員の管理及び業務の管理を統括し執行する。
- 2 介護従事者 利用者の健康管理、能力に応じ自立した生活ができるよう介護計画により生活介護業務を行う。
- 3 計画作成担当者 利用者の能力・本人・家族・介護者の希望、意見を聞きより良い生活ができるように計画を作成する。

【入居者定員及び居室数】

第6条 入居者の定員、ユニット定員、ユニット数、居室数は次のとおりとする。

- 1 入居者数：18名
- 2 ユニット定員：9名
- 3 ユニット数：2ユニット
- 4 居室数：18室

【介護の内容】

第7条 介護の内容は以下のとおりとする。

- 1 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送る事ができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ打倒適切に行うものとする。
- 2 介護は、利用者の心身状態に応じ利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。また利用者の人格を十分に配慮して実施するものとする。
- 3 介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 介護は、介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 5 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従事者が共同で行うよう努めるものとする。
- 6 職員は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。
- 7 事業者は介護の提供にあたり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。また、緊急時やむを得ず身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合、その対応・時間・その際の利用者の身体の状態・緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 8 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該施設外の者による介護を受けさせてはならない。

【利用料及びその他の費用】

- 第8条
- 1 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスその1割の額とする。
なお、法令で定められた一定以上所得のある第1号被保険者の利用者負担額は2割又は3割とする。
 - 2 前項のほか、次に挙げる費用の額の支払いを利用者から受け取ることが

できる。

① 食材料費	1日につき	1400円
② 光熱水費	1日につき	700円
③ 室料	1日につき	2000円
④ 共益費	1日につき	600円
⑤ おむつ代		実費
⑥ 美容代		実費

- 3 利用者が帰宅、入院等で外泊する場合、食材費は、出発日・帰宅日を除いて減免する。
- 4 前2項に挙げるほか、生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものは、実費請求することとする。

【入居】

第9条

入居に関しては次のとおりとする。

- 1 生活介護は、要支援者及び要介護者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がないものに提供する。
- 2 事業者は、入居申し込みの際には、主治医の診断書等により当該入居申し込み者が認知症であることを確認する。
- 3 事業者は、入居申し込みに必要なサービスを提供する事が困難であると認めた場合は、他の事業者・施設・病院等を紹介する等の適切な配置を速やかに講じるものとする。
- 4 事業者は、入居申し込み者の入居に際してはその者の心身状況・生活歴等の把握に努めるものとする。
- 5 入居にあたっての留意事項

入居にあたっての留意事項は以下のとおりとする。

- ① 外出は、必ず事前に職員に申し出ること。
- ② 飲酒・喫煙については、必ず事前に職員に相談すること。
- ③ 火気の取り扱いは禁止する。
- ④ 設備・備品の利用は、職員に相談すること。
- ⑤ 所持品・備品等の持ち込みは、必ず職員に相談すること。
- ⑥ 金銭・貴重品の管理は、必ず職員に相談すること。
- ⑦ 宗教活動は禁止する。
- ⑧ ペットの持ち込みは禁止する。
- ⑨ 利用者の「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動」
- ⑩ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

【退去】

第10条 退居に関しては次の通りとする。

- 1 事業者、利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行うものとする。
- 2 事業者は、利用者の退居の際には、利用者又は家族に対し、適切な指導を行うとともに居宅、介護支援事業者への情報の提供及び保健医療サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする。
- 3 事業者は、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載するものとする。

【施設の利用に当たっての留意事項】

第11条 施設の利用に関しては次の通りとする。

- 1 事業者は、あらかじめ入居申し込み又はその家族に対し、運営規程の概要・従業員の勤務体制、利用者の額及び、その改定方法その他入居申し込み者のサービスの選択に資する認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する契約を文書により締結するものとする。
- 2 事業者は、利用者が入院治療を要する等、利用者に対し必要なサービスを提供する事が困難な場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な配置を速やかに講じるものとする。

【協力医療機関・緊急時等における対応方法】

第12条 協力医療機関、緊急時における対応方法は次の通りとする。

- 1 事業者は、利用者の急変等のための協力医療機関を次の通り定める。
協力医療機関：医療法人財団湖聖会 湖山リハビリテーション病院
医療法人財団湖聖会 訪問看護ステーション百葉
志田歯科医院
- 2 事業者は、利用者の病状の急変、その他急変事態が生じたとき、夜間における緊急時対応等のため、速やかに訪問看護ステーション又は協力医療機関へ連絡・搬送する等の配置を講じるものとする。

【非常災害対策】

第13条 事業者は、防火管理者を置くと共に、火災・地震・風水害等非常時災害に備えて、消火設備、非常放送設備・非常通報装置設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害に対して具体的な防災計画を立て、利用者も参加した訓練を年2回以上実施するものとする。

【記録の整備】

第14条 1 事業者は、日々の運営及び入居者等に対するサービスの提供等に関する

事項を記録し、常時該当施設の状況を適正に把握する為次にあげる記録を備えておくものとする。

- 2 管理に関する記録
 - ① 施設日誌
 - ② 職員の勤務状況・給与・研修等に関する記録
 - ③ 月間及び年間の事業計画状況表
- 3 入退居に関する記録 入退居の経過及び結果
- 4 サービスに関する記録
 - ① 利用者等の台帳（病歴・生活歴・家族の状況等を記録したもの）
 - ② 利用者等のケース記録
 - ③ 診療・看護・介護・機能訓練等の記録
 - ④ 診療録等診察に関する記録
 - ⑤ 献立及び食事に関する記録
- 5 会計経理に関する記録
- 6 施設及び構造設備に関する記録

【勤務体制の確保】

- 第15条 1 事業者は、利用者に対し、適切な生活介護を提供できるよう、職員の勤務体制を定めておくものとする。
- 2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービス提供に配慮するものとする。
- 3 事業者は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

【その他運営に関する重要事項】

- 第16条 1 事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 2 介護サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現在抱える問題点を明らかにし利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき問題を把握し、利用者又はその家族の希望等を、従業者と協議の上サービス原案を作り、利用者に対して説明し同意を得るものとする。
- 3 事業者は、常に利用者の家族と連携を図ると共に、利用者とその家族との交流会等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

- 5 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。
- 6 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

【身体拘束その他の行動制限】

- 第17条 1 利用者又は他の利用者等の生命又は身体の保護する為に、緊急やむを得ない場合を除き隔離・身体拘束・薬剤投与その他の方法により利用者の行動制限してはならない。
- 2 利用者に対して、隔離・身体拘束・薬剤投与その他の方法により利用者の行動制限する場合は、行動の根拠・内容・見込まれる期間について十分利用者に、事前に説明を行うものとする。
また、この場合施設の従業者は、事前又は事後速やかに、利用者に対する行動制限の根拠・内容・見込まれる期間について十分説明を家族に対して行うものとする。
 - 3 施設従業者が利用者に対し、隔離・身体拘束・薬物投与その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、施設サービスの書類に次の事項を記録する。
 - ① 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名・行動制限の根拠・内容・見込まれる期間及び実施された期間。
 - ② 前項に基づく入居者に対する説明の時期及び内容、その際のやり取りの概要。
 - ③ 前項に基づく入居者の家族に対する説明の時期及び内容、その際のやり取りの概要。
 - 4 身体拘束等の適正化について、次の通り講ずる。
 - ① 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図る事。
 - ② 身体拘束等の適正化の為の指針を整備すること。
 - ③ 介護職員その他従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

【虐待防止の関する事項】

- 第18条 1 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。
- ① 従業者に対する虐待を防止するための研修を実施する。
 - ② 利用者およびその身元引受人からの苦情処理体制を整備する。

③ その他の虐待防止の為の必要な処置を講ずる。

- 2 事業所はサービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者家族等、現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

【秘密保持及び個人情報の保護】

- 第19条
- 1 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者及びその身元引受人およびその連帯保証人の秘密を正当な理由なく、在籍中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、契約終了後も同様とする。
 - 2 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守、適切な取り扱いに努めるものとする。
 - 3 事業所は、利用者の個人情報については利用者からの、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者のケアプラン等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連携調整等において、利用者又はその家族の個人情報を取り扱いしない事とする。

【感染症まん延防止等の取り組み】

- 第20条
- 感染症の発生又はその蔓延防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続におけた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等に取り組む事とする。

【地域との連携に関する事項】

- 第21条
- 1 事業所の行う事業を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図る事を目的として、運営推進会議を設置する。
 - 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び認知症対応型共同生活介護について知見を有する者とする。
 - 3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回とする。
 - 4 運営推進会議では、事業所の活動状況を報告し、評価を受けると共に事業所運営がより良いものとなるよう共に考え、意見交換をする。
 - 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表する。

【その他】

- 第22条
- この規定に定める事項のほか、必要事項は別に定める。

付則

この規程は平成20年4月1日より施行する。

平成21年4月1日改訂

平成22年4月1日改訂

平成24年4月1日改訂

平成27年4月1日改訂

平成27年8月1日改訂

平成28年6月1日改訂

平成28年10月1日改訂

平成30年4月1日改訂

令和 2年4月1日改訂

令和 2年8月1日改訂

令和 2年10月1日改訂

令和 5年11月1日改訂

令和 6年 4月1日改訂

令和 7年 4月1日改訂